

○喫煙等の制限に関する告示

昭和59年12月1日消防告示第1号

改正

平成4年10月1日消防告示第3号

池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）第23条第1項の規定に基づき喫煙し又は裸火を使用し若しくは火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所として次の場所を指定する。

- 1 劇場、映画館、演芸場、観覧場の舞台部（大道具室、小道具室及びならくを含む。）及び客席。ただし、屋外観覧場の客席を除く。
- 2 公会堂又は集会場の舞台及び客席。ただし、喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。
- 3 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（売場面積が延1,000平方メートル以上のものに限る。）の売場又は公衆の出入する部分。
- 4 屋内展示場の展示部分及びこれらに類する場所。ただし、喫煙設備のある場所を除く。
- 5 自動車車庫、駐車場
 - (1) 地階で200平方メートル、1階で500平方メートル、2階以上の階で200平方メートル以上のもの。
 - (2) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので駐車台数10台以上のもの。
- 6 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲。ただし、当該文化財の内部又は周囲において行われる伝統的行事、宗教的行事等及び生活に必要な行為によるものを除く。